

墜落制止用器具(安全帯)の使用徹底に向けて、スローガンを定めました

東京労働局では、墜落制止用器具(安全帯)の確実な使用を目指すために、スローガンを定めました。

今後、各事業場において、このスローガンを基に

- ①墜落制止用器具の着用と使用
- ②墜落制止用器具の取付け設備の設置

について徹底いただくようお願いいたします。

スローガン

**「落ちない設備 落とすな命
ルールを守って墜落ゼロ」**

～高所作業では墜落制止用器具を使おう～

東京労働局管内の建設業における労働災害死亡者数は、平成25年～29年の5年間において145人であり、その内墜落転落によるものが65人(44.8%)となっています。

災害発生原因については下記の通りとなっています。

- ①墜落制止用器具の不使用によるもの 16人
- ②取付け設備の未設置によるもの 12人

①②の2項目を改善していくことが重要となります。



東京労働局 労働基準監督署

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

第13次労働災害防止計画推進中